平成２１年（フ）第１０２２号
東京都昭島市福島町３丁目17番19号
債務者　八谷　靖子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　勝
4　破産債権の届出期間　平成21年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６７号
石川県七尾市飯川町け部24番地１
債務者　上島眞知子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月13日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第４５１号
新潟県新潟市西蒲区槇島547番地４
債務者　伊藤　敏之
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６５号
兵庫県姫路市夢前町寺1217番地
債務者　池内　邦夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成21年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４０４号
広島県東広島市黒瀬町市飯田182番地31
債務者　秋山　龍生
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１号
香川県高松市三条町233番地
債務者　中打　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４１５号
函館市五稜郭町17番４―405号
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
函館市住吉町17番18号
債務者　酒井美和子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１９号
函館市弁天町23番10号
債務者　岩本トヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４３号
静岡県浜松市南区飯田町1572番地、前住所神奈川県横浜市港北区綱島東３丁目１番２号ハイツ富岡301
債務者　榎谷　俊治
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
静岡県浜松市浜北区貴布祢2440番地　ＥＸＣＥＬ．とあＢ―201、前住所静岡県浜松市北区三幸町99番地の１　美幸の郷南の館は―Ｄ
債務者　遠山　信広
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
静岡県磐田市天龍173番地　市営天竜住宅２号、前住所静岡県磐田市富丘10番地
債務者　宮田　憲秀
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
青森県八戸市大字大久保字生平44番地117、前住所青森県八戸市大字大久保字浜長根６番地10
債務者　後藤　　武
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１１５０号
埼玉県和光市白子３丁目24番10号　フォーブル市場102
債務者　岩田　正美（旧姓鵜沢）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
新潟県南魚沼市長森新田301番地
債務者　南雲富美子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係